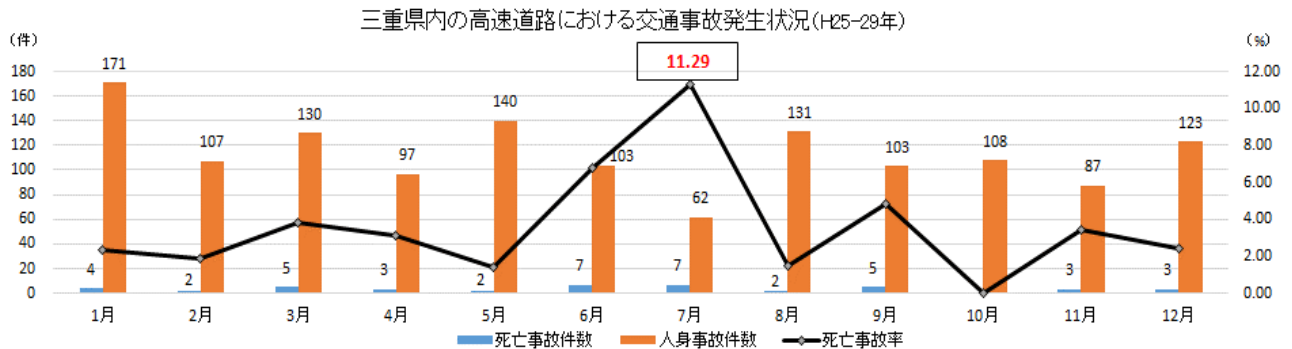


交通事故防止情報

平成30年7月4日
三重県警察

7月は高速道路の交通死亡事故が多発！

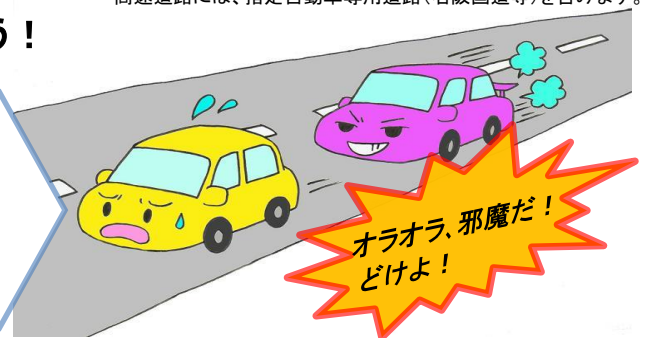
7月の死亡事故率(※)は、年間の死亡事故率(3.16)の **3.6倍!**



※ 死亡事故率=死亡事故件数/人身事故件数×100
高速道路には、指定自動車専用道路(名阪国道等)を含みます。

暑さで疲労がたまりやすい時期です。
疲れを感じる前に、こまめに休憩をとりましょう！

前车への異常な接近、不必要な急ブレーキや幅寄せ等の
あおり運転は**犯罪**です！
道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪
(妨害運転)や暴行罪等に問われる場合があります！



◆「慣れ・過信・油断」は事故の元！

高速道路をよく利用するドライバーでも、「高速道路は一般道路とは違う。」
という意識をもって、安全な速度で十分な車間距離を保って運転しましょう。

◆全ての座席でシートベルトを確実に締めましょう！

三重県内の高速道路における自動車乗車中のシートベルト非着用者の致死率は15.04と高速道路以外の道路における致死率(5.29)の約3倍です。

◆高速道路における緊急時の対応を確認しましょう！

交通事故や故障等により、やむなく車を停止する場合は、

- 1 ハザードランプを点灯させて路肩に停車します。
- 2 後続車に注意して、発炎筒、三角停止表示板等を後方に設置します。
- 3 本線上や車内は危険です！ガードレールの外側など安全な場所に避難を！
- 4 安全な場所で、「#9910」又は「110番」通報をお願いします！

「三角停止表示板」をお持ちですか！？

高速道路上で故障等によって停車するときは、三角停止表示板等を
後方から進行してくる車の運転者が見やすい位置に表示しなければなり
ませんので、前もって準備しておきましょう。

(故障車両表示義務違反は、五万円以下の罰金となります。)

